預金・貸出・リース業務ガイドライン改定案

１．課題認識

預金・貸出・リース業務に携わる金融機関等の役割は多岐にわたるが、署名機関に共通して期待されるのは、社会の持続可能性に資する形で金融仲介機能（情報生産機能、リスク負担機能）の発揮に努め、資金の出し手、受け手双方に様々な好影響をもたらす姿勢である。社会の持続可能性を追求する過程で生じる様々な資金需要に応える仕組みの開発・提供、リスク評価能力を活かしたプロジェクト等の適切な誘導など、預金・貸出・リース業務に携わる署名機関が実践する持続可能な社会実現に向けた取組は、文字通り、本業を通じたポジティブインパクトの追求に他ならない。

２．切り口

上記の課題認識に基づき、７つの原則に則した取組を進める上で奨励される切り口として、以下のようなものが考えられる。

(1)金融機能全般への期待の認識とこれに基づく業態別の対応の検討・実践【原則１】

署名機関は、持続可能な社会の実現に向けて金融機能に期待される役割の全体像を理解し、その基盤の上に各業態に則した取組を構築し、主体的に実践することが期待される。自らが担うべきポジティブインパクトの創出やネガティブインパクトの緩和の何たるかは、この理解と実践を通じて追求される課題である。

(2)本業の商品・サービスを通じた持続可能性の追求【原則2】【原則3】

リスクと機会の両面から融資先企業の長期的な成長を支える金融商品・サービスの開発・提供に取り組む。不確実性を伴う長期の社会課題を認識し、その解決と融資先企業の成長を同期させるには、着実で公正なトランジションに向けた、イノベーションを通じた新たな産業創出を目指すグローバルな視点と、地域経済の特性を踏まえた包摂性のあるローカルな視点の双方を併せ持ち、自らの業態と顧客の特性に応じたスキーム構築と適切なサポートの提供が必要である。

(3)全ての基盤となる人的資本の充実【原則４】

持続可能な社会の実現に向けて期待される役割を果たす基盤は人であるとの認識の下、優れた金融商品・サービスの開発、取引先企業の課題への深い理解に基づく提案を担える人材の育成に取り組むことが求められる。

(4)取引先企業の事業に関する深い理解とこれに基づく高質な対話【原則５】【原則６】

適切な金融商品・サービスを開発・提供するには、取引先企業の事業に対する深い分析と理解と、これを踏まえた質の高い対話（エンゲージメント）が必要である。気候変動や自然資本、人権問題など、産業界が直面する多様なリスクと機会を踏まえた対話に至るには、サプライチェーンを含めた広い視点からの分析が不可欠であり、このためにも広範なステークホルダーとの連携が重要である。

(5)情報発信【原則7】

期待される役割を正しく認識し、これを本業の金融商品・サービスを通じて実践していることを適切に開示することは、自らの企業価値に影響するだけでなく、広範なステークホルダーと好事例を共有することを通じてポジティブインパクトを社会全体にもたらす重要な取組である。